

資料編

1. 計画策定の過程

年	月日	内容
平成 31 年 (2019 年)	1 月 11 日 ～ 1 月 25 日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
	2 月 28 日	平成 30 年度 (2018 年度) 第 2 回播磨町子ども・子育て会議 ・第二期子ども・子育て支援事業計画に向けたアンケート調査の実施について ・平成 31 年度 (2019 年度) 全体スケジュール (案) について ・出席委員による播磨町の子ども・子育て支援に関する意見交換
令和元年 (2019 年)	7 月 1 日	令和元年度 (2019 年度) 第 1 回播磨町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の 30 年度評価 ・目標事業量と確保方策 令和元年度 (2019 年度) 進捗状況について ・第二期計画概要及び統計データの説明について ・第二期計画における量の見込みについて
	9 月 5 日	令和元年度 (2019 年度) 第 2 回播磨町子ども・子育て会議 ・第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・前期計画の評価について ・計画の基本的な考え方について ・目標事業量と確保方策について ・小規模保育事業所に関する設置認可及び定員確認について
	12 月 9 日	令和元年度 (2019 年度) 第 3 回播磨町子ども・子育て会議 ・施策の展開について ・目標事業量と確保方策について ・パブリックコメントの実施について
令和 2 年 (2020 年)	3 月 9 日	令和元年度 (2019 年度) 第 4 回播磨町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画の承認について

2. 播磨町子ども・子育て会議条例

平成25年9月3日条例第13号

播磨町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、播磨町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの教育・福祉・保健に関する事業の関係者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (7) 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌するグループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	〃	8,500
-------------	---	-------

3. 播磨町子ども・子育て会議委員名簿

■平成30年度（2018年度）

所属団体	役職名等	委員名
播磨町連合PTA協議会	会長	浅野 隆裕
播磨町五学童父母会連絡会	相談役	早野 智夫
住友精化株式会社	総務人事室グループリーダー	片澤 寿朗
播磨町労働者福祉協議会		藤原 秀人
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子
播磨町子育て支援センター	ニコニコの森クラブ代表	長坂 香世子
播磨町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	藤澤 小百合
播磨町自治会連合会		西口 泰平
播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
播磨町子育て支援センター		西山 陽子
加古川医師会	くろだ小児科	黒田 英造
播磨町教育委員会	蓮池幼稚園園長	富山 智子
播磨町教育委員会	播磨小学校校長	平郡 秀幸
播磨町教育委員会	播磨南中学校校長	藤原 正純
播磨町教育委員会	学校教育グループ統括	藤原 由香
播磨町教育委員会	生涯学習グループ統括	高砂 幸伸
播磨町	すこやか環境グループ統括	西田 恭一
兵庫大学生涯福祉学部こども福祉学科	准教授	澤田 真弓
公募委員		荒谷 ふみ子
公募委員		平岡 尚子

■平成 31 年度／令和元年度（2019 年度）

所属団体	役職名等	委員名
播磨町連合 P T A 協議会	会長	高木 利浩
播磨町五学童父母会連絡会	相談役	早野 智夫
住友精化株式会社	総務人事室グループリーダー	片澤 寿朗
播磨町労働者福祉協議会		藤原 秀人
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子
播磨町子育て支援センター	ニコニコの森クラブ代表	長坂 香世子
播磨町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	藤澤 小百合 (令和元年(2019年) 12月8日退任)
		松本 五子 (令和元年(2019年) 12月9日就任)
播磨町自治会連合会		石田 勲
播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
播磨町子育て支援センター		西山 陽子
加古川医師会	くろだ小児科	黒田 英造
播磨町教育委員会	播磨幼稚園園長	久保 朋子
播磨町教育委員会	播磨南小学校校長	中西 治
播磨町教育委員会	播磨南中学校校長	藤原 正純
播磨町教育委員会	学校教育グループ統括	西野 直樹
播磨町教育委員会	生涯学習グループ統括	西田 恭一
播磨町	すこやか環境グループ統括	上田 淳子
兵庫大学生涯福祉学部こども福祉学科	准教授	澤田 真弓
公募委員		荒谷 ふみ子
公募委員		平岡 尚子

4. 用語集

ここでは、本計画で使用している用語に対する説明を記載しています。

	用語	説明
あ	育児休業給付	子どもが原則1歳(保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6か月)になるまで、子どもを養育するための育児休業を取得し、育児休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、ハローワークへの支給申請により支給されるもの。
	エジンバラ産後うつ病質問票	出産後、ホルモンバランスが不安定になることで起こりやすい産後うつ病のスクリーニング票。10個の質問に母親が自分で回答する。
か	教育・保育施設	認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所を指す。
	こ食	生活環境や食生活の変化に伴い、家族が揃って食事をとることが少なくなった現代にみられる食事形態。主に以下の9つを指す。 ① 孤食 子ども一人でとる孤独な食事 ② 固食 好きなものだけ食べる ③ 個食 家族それぞれ、バラバラなものを食べる ④ 子食 子どもだけで食べる ⑤ 小食 食欲がなく、少しの量しか食べない ⑥ 戸食 外食ばかりの食事 ⑦ 粉食 パンや麺類など、粉物が中心である ⑧ 濃食 味の濃い物ばかり食べる ⑨ 虚食 朝、食欲がない、何も食べない
	子育てコンシェルジュ	保育を希望する保護者のニーズを聞き、そのニーズに応じた支援を、保護者自らが適切に選択できるよう助言・情報提供するスタッフ。
	子ども・子育て支援法	子どもを産み、育てやすい社会の創設を目的とした法律で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などが規定されている。

さ	小児二次救急医療	入院を要する小児救急医療のこと。
	スクールカウンセラー	児童・生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。不登校や問題行動に悩む児童・生徒に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、教職員や保護者に対する助言・援助を行う。
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。
	性的マイノリティ	同性愛者、性同一性障害、両性愛者（LGBT）等の性的少数者のこと。
た	多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童・生徒の日本語と母語によるコミュニケーションの円滑化、心の安定、授業中の学習支援、日本と母国の文化の架け橋など、さまざまな支援を行う人。
	デートDV	交際中のカップル間に起こるDVのこと。
	特別支援教育コーディネーター	校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る人。
	トライやるアクション	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、土日や長期休暇等を利用して、既存の地域行事の一部や新たな行事を中学生が企画し主体的に運営するなどの実践的な取り組み。
	トライやる・ウィーク	心身ともに大きく成長する時期にある中学生が、主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高め、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力などを育成する兵庫県内の取り組み。
な	ノーマライゼーション	障がい者や、高齢者などを特別な人と見るのではなく、ほかの人々とともに等しく生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）だという、福祉のすべての領域に共通する基本的な考え方。

は	バリアフリー	言葉の意味は「障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること」。現在では、障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。
	はりますくすくベビーフェスタ	親子が一緒に楽しみ、保護者が心身ともにリフレッシュできる場と、専門職による相談・施設やサービスの紹介等を行い、保護者が必要な情報を得ることができる場を提供する一体型イベント。
	東はりま地域子育てネットワーク交流大会	東播磨地域において、地域ぐるみで子育て支援に取り組む気運を高め、地域での子育て支援活動の充実や支援者の裾野の拡充を図ることを目的とした、各種女性団体の連携協力により開催される交流大会。
	保険料免除	子どもが3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)の期間について、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組み。
ま	メンタルフレンド	児童相談所がひきこもり、不登校などの子どもに対して、家庭訪問等を通じてその子どもとふれあい、相談にのるなど心の友となる人を派遣し、子どもの健全な育成を援助するもの。
や	ユニバーサルデザイン	言葉の意味は「すべての人のためのデザイン」。年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいように、製品・情報・環境をデザインすることをいう。
ら	両親学級	播磨町すこやか環境グループが開催している、赤ちゃんの誕生を心待ちにしている母親、父親が出産・子育てについて学ぶ教室。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
	わくわくオーケストラ	兵庫県立芸術文化センターで行われている兵庫県の学校行事。兵庫県内の中学校1年生にクラシック音楽を楽しんでもらうことを目的として実施している。

英数	ALT	Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。
	189（いちはやく）	児童相談所虐待対応ダイヤル。虐待等が疑われる時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。

第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画

播磨町 福祉グループ

発行年月：令和2年（2020年）3月

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

TEL：079-435-0355（代表）

FAX：079-435-0831

HP アドレス：<http://www.town.harima.lg.jp>